

インド税務およびビジネス法アップデート
(2022年度第2四半期)

(2022年11月)
日本貿易振興機構(ジェトロ)
ニューデリー事務所
ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地会計事務所 Grant Thornton Bharat LLP に作成委託し、2022年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Grant Thornton Bharat LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ニューデリー事務所

E-mail：IND@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

目次

Sr. No.	概要	ページ数
1	1961 年所得税法	P.1
2	GST 法	P.2~5
3	1962 年関税法	P.5~6
4	2015-20 年度外国貿易政策	P.7

インド税務およびビジネス法アップデート(2022年度第2四半期)

Sr. No	項目	概要	引用文献
1961年所得税法			
1	電子申告による各種 Form (申告書・宣誓書・報告書) の提出	直接税中央委員会は、1961年所得税法 (Income Tax Act, 1961) に基づく優遇措置を受けるためには、特定の Form (申告書・宣誓書・報告書) を電子的に提出する必要があることを通知した。例えば、非居住者が租税条約の恩恵を受ける際に必要となる Form 10F は電子的に提出する必要がある。	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification-no-3-2022-systems.pdf Notification No. 3/2022
2	所得税申告書の電子認証 (E-Verification) の期限を短縮	2022年8月1日以降、提出された所得申告書の電子認証 (E-Verification) の期限が申告書の提出日から30日間 (従前は120日間) に短縮される。	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification-5-dated-29-7-2022.pdf Notification No. 5/2022
3	COVID-19 の治療に関して雇用主から支払われた金額	従業員が COVID-19 の治療に関して雇用主から受け取った金額は、1961年所得税法第17条(2)ただし書き2(c)の規定に基づき、官報 (Official Gazette) に指定された要件を満たすことを条件に課税されない。本免税規定を適用するために従業員は雇用主に以下の情報・資料を提示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> • 従業員・その家族のコロナの陽性報告書 • 従業員・その家族の診断書・治療に関するすべての必要書類 (コロナと診断された後、6カ月以内のもの) • コロナの治療のために負担した費用に関する証明書 	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification_90_2022.pdf Notification No. 90/2022
4	1961年所得税法第170A条に基づく所得税申告	2016年破産倒産法 (the Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) に規定されている高等裁判所 (High Court) 、審判所 (tribunal) 、裁定機関 (Adjudicating Authority) からの通知 (order) に従い、1961年所得税法第170A条に規定される事業再編の事業承継者は、申告年度 (assessment year) において、通知 (order) を受ける前に既に所得税申告書を提出している場合には、Form ITR-A による申告書を提出しなければならない。	https://incometaxindia.gov.in/communications/notification/notification-no-110-2022.pdf Notification No. 110/2022

Sr. No	項目	概要	引用文献
GST 法			
1	電子現金元帳（electronic cash ledger）間の送金と ITC に対する延滞税	<p>間接税関税中央局は 2022 年 7 月 5 日より 2022 年財政法第 110 条(c)および第 111 条を適用した。2022 年財政法第 110 条(c)および第 111 条の概要は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • GST 登録者（registered person）は電子現金元帳（electronic cash ledger）で利用可能な CGST を、CGST または IGST として同じ PAN を持つ区別された者（distinct persons）に送金することができる。ただし、GST 登録者が電子債務台帳（electronic liability ledger）に未払債務を有している場合は移管できない。 • 延滞税は仕入税額控除（input tax credit : ITC）が利用可能で誤って利用した額に対して課される。 	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009412/ENG/Notifications</p> <p>Notification No.09/2022–Central Tax</p>
2	2021-22 年の財務年度（financial year）の GST 年次申告書（annual return）の提出義務の免除	<p>間接税関税中央局は、2021-22 年の財務年度（financial year）の総売上高が 2,000 万ルピー以下の GST 登録者（registered person）は、同財務年度の GST 年次申告書の提出を免除することを通知した。</p>	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009413/ENG/Notifications</p> <p>Notification No. 10/2022</p>
3	税金の回収および還付に関する期限の延長	<p>間接税関税中央局は以下を通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2017～18 年の財務年度（financial year）の課税期間に関して、未納または納税額の不足、あるいは誤って利用された仕入税額控除（input tax credit : ITC）を回収するための通知（order）の発行期限を 2023 年 9 月 30 日まで延長する。 • 2020 年 3 月 1 日～2022 年 2 月 28 日までの期間は、誤った還付金の回収に関する通知（order）の発行期限の計算から除外する。 • 2020 年 3 月 1 日～2022 年 2 月 28 日までの期間は、還付申請期限の計算から除外する。 	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009416/ENG/Notifications</p> <p>Notification No. 13/2022-Central Tax</p>
4	2017 年 CGST 規則の改正（2022 年第 1 回）	<p>当該通達により 2017 年 CGST 規則のさまざまな項目が改正された。主な内容は下記のとおりである。</p>	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009417/ENG/Notifications</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 同規則 21A ただし書き追加：未提出の申告書の提出により GSTN の一時停止等が解除される。 同規則 46(s)追加：一定の総売上高を超える GST 登録者は電子請求書 (e-invoicing) の作成を義務付けられるが、作成を免除された GST 登録者は、請求書にて電子請求書を作成する必要がない旨を宣誓しなければならない。 同規則 86(4b)追加：誤った還付金として納税者が返金した金額の電子クレジット元帳 (electronic credit ledger) への再計上は Form PMT-03A に基づき行われる。 同規則 87(3)および 87(5)修正：GST の新たな支払方法として UPI (Unified Payment Interface) と IMPS (Immediate Payment Services) が追加される。 Form GSTR-3B、GSTR-9、Form GST PMT-03A、GST PMT-06、GST PMT-07、GST PMT-09、GST RFD-01 などの GST 申告書の様式を修正した。 	Notification No. 14/2022-Central Tax
5	総売上高が 1 億ルピーを超える納税者に対する電子請求書 (e-invoicing) の発行義務化	間接税関税中央局は、2017~18 年の財務年度 (financial year) 以降のいずれかで総売上高が 1 億ルピー (従前は 2 億ルピー) を超える GST 登録者 (registered person) に対して、2022 年 10 月 1 日から電子請求書 (e-invoicing) の発行を義務付けた。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009474/ENG/Notifications Notification No. 17/2022

6	GSTに関連するさまざまな問題の明確化	<p>間接税関税中央局は通達で以下を明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • みなし輸出（Deemed Export）品に支払った税金の仕入税額控除（Input Tax Credit: ITC）は、還付請求のためにのみ認められ、2017年 CGST 法第 5 章に規定する ITC ではないため、同法第 17 条の規定は当該 ITC に対して適用されない。 • 同法 17 条(5)(b)に記載されている飲食、医療サービス等、自動車のリース・レンタル、フィットネスセンター等の会員権、健康保険、旅行給付などを従業員に提供することが法律で雇用主に義務付けられている場合、雇用主は ITC を利用可能である。 • 雇用主から従業員に対する手当は、雇用主と従業員との契約に基づいて提供されるため、GST の対象とはならない。 • 電子クレジット元帳（electronic credit ledger）の残高は、GST 登録者によって行われた課税対象となる供給に対する仮受 GST（output tax）の支払いにのみ使用でき、利息、罰金、遅延料の支払いには使用できない。一方、電子現金元帳（electronic cash ledger）は、リバースチャージ方式を含む GST 法に基づくあらゆる支払いに使用することができる。 	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003104/ENG/Circulars</p> <p>Circular No. 172/04/2022-GST</p>
7	Inverted duty structure (IDS) の下での還付請求の明確化	<p>この通達は、同じ物品を仕入れて、販売する場合でも優遇税率通達に基づき販売に対する GST 料率が仕入に対する GST 料率を下回る場合があり、GST 登録者はこのような inverted duty structure (IDS) の下で蓄積された ITC を還付請求できることを明確化した。</p>	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003105/ENG/Circulars</p> <p>Circular No. 173/05/2022-GST</p>
8	契約または法律違反に起因する予定損害賠償、補償、罰金に関する GST の適用可能性	<p>間接税関税中央局は通達で以下を明確化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 予定損害賠償は、契約を違反した者から、その違反により損失または損害を被った者への単なる資金の移転であり、このような支払いは供給の対価とはならず、課税対象とはならないと明確化された。 • 最低勤務期間の経過前に離職した従業員から没収した給与または回収した保証金は、雇用主による役務提供の対価ではないため、この金額は課税対象とはならない。 	<p>https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003115/ENG/Circulars</p> <p>Circular No. 178/10/2022-GST</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 小切手の不渡りを理由に納入業者や銀行が徴収した罰金等は、サービスの対価ではないため課税対象とはならない。 法律違反のために課された罰金も、供給に対する対価ではないため課税対象とはならない。 代金の支払遅延に対する罰金は、主たる供給と連動する付随的なものである。従って、その罰金は主たる供給と同様に取り扱われるべきである。 	
9	2022年財政法第100条から第114条（第110条(c)および第111条を除く）の規定が2022年10月1日から施行	2022年財政法第100条～第114条（第110(c)と第111条を除く）の規定は、2022年10月1日から施行される。この改正は2017年CGST法のさまざまな規定を改正している。なお、この改正により対象財務年度（financial year）に関する credit notes の発行と ITC の利用期限は翌年11月30日まで延長された。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009513/ENG/Notifications Notification No.18/2022–Central Tax
10	Form TRAN-1/TRAN-2 の提出、修正に関するガイドライン	間接税関税中央局は、Filco Trade Centre Pvt. Ltd 事件における最高裁判所の判決を受け、Form TRAN-1/TRAN-2 の提出、修正に関するガイドラインを公表した。これに基づき、2022年10月1日から2022年11月30日までの間、不服のある GST 登録納税者は共通ポータルにて Form TRAN-1/TRAN-2 の提出、修正ができる。	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003122/ENG/Circulars Circular No.180/12/2022-GST

Sr. No	項目	概要	引用文献
1962年関税法			
1	関連する貿易協定（trade agreement）等と CAROTAR（Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules）の一貫した適用	<ul style="list-style-type: none"> 間接税関税中央委員会は、貿易協定（trade agreement）等と CAROTAR（Customs (Administration of Rules of Origin under Trade Agreements) Rules）の整合性をとるために以下を指示した。 原産地規則が遵守されていないと信じるに足る理由がある場合、輸入者に貿易協定（trade agreement）等と整合性のある情報を提供するように求める権限を担当官（proper officer）に付与する。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1000434/ENG/Instructions Instruction No. 19/2022-Customs

		<ul style="list-style-type: none"> 輸入者が必要な情報を提供しない場合、担当官 (proper officer) が 貿易協定 (trade agreement) 等との整合性を確認すること (verification) を可能にする。 	
2	輸出品に対する関税および課税免除制度 (RoDTEP) に関する通知 (Notification) の改正	<ul style="list-style-type: none"> 当該通知により、Notifications No. 76/2021- Customs (N.T.)におけるRoDTEPに関する以下の規定が削除される。 輸出者が返済すべき関税クレジット (duty credit) を 15 日以内に返済しない場合、担当官 (proper officer) は当該額の回収を執行することができる。 輸出代金を受領できなかった場合、担当官 (proper officer) は、関税クレジット (duty credit) の回収を執行することができる。 担当官 (proper officer) による関税クレジット (duty credit) の回収が行われている間、譲受人 (transferee) による未使用の関税クレジット (duty credit) の使用を停止する。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1009499/ENG/Notifications Notification No. 75/2022-Customs (N.T.)
3	Customs (Import of Goods at Concessional Rate of Duty or for Specified End Use) Rules, 2022 (IGCRS) の変更	<ul style="list-style-type: none"> 間接税関税中央局は、従前から Customs (Import of Goods at Concessional Rate of Duty) Rules, 2017 (IGCR) の手続きを簡略化し自動化する重要な変更を行っている。今回の変更では、IGCR の適用範囲を拡大し、有用なデータを効果的に取得することを保証している。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003124/ENG/Circulars Circular No. 18/2022-Customs
4	輸出品に対する関税および課税免除制度 (RoDTEP) の改正	<ul style="list-style-type: none"> Electronic Duty Credit Ledger (Amendment) Regulations, 2022 により、電子証書 (e-scrip) の有効期限が、作成日から 2 年 (従前は 1 年) に延長されることを通達した。 	https://taxinformation.cbic.gov.in/view-pdf/1003127/ENG/Circulars Circular No. 21/2022-Customs

Sr. No	項目	概要	引用文献
2015～20 年度外国貿易政策			
1	GST と補償税 (Compensation Cess)の免除	2022 年 6 月 30 日付の Notification No. 37/2022-Customs に基づき外国貿易政策 2015 - 2020 に規定する事前認可制度 (Advance Authorization : AA)、輸出促進資本財制度(Export Promotion Capital Goods : EPCG)、100%輸出指向型企業制度(Export Oriented Unit : EOU)のもとで輸入された商品に対する IGST と補償税(Compensation Cess)が免除された。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/3a564764-e081-4259-8c32-2fa1262a6345/Notification%2016%20English.pdf Notification No. 16/2015-20
2	鉄鋼輸入監視システム (Steel Import Monitoring System : SIMS) への登録期間を変更	従前、輸入貨物の到着予定日から 15～60 日前の SIMS への事前登録が義務付けられていた。この改正により、輸入者による事前登録の申請は輸入貨物の到着予定日の前日～60 日前に変更された。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/cd112754-3da8-4385-8fbc-be8e594047a9/Notification%2019%20dt%2007-07-22%20Eng.pdf Notification No. 19/2015-2020
3	輸出促進資本財制度 (Export Promotion Capital Goods : EPCG) における輸出申告書 (Bill of Export) の提出に関する規定の緩和	事前認可制度(Advance Authorization : AA)における経済特区 (SEZ) への供給に対する輸出申告書 (Bill of Export) の提出要件が緩和された。これを受けて、EPCG における輸出義務の履行に関する証憑として、輸出者は輸出申告書 (Bill of Export) に代わる書類として以下を提出することができることとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ● 中央物品税当局の認証を受けた Form ARE-I ● 受取人が SEZ 内で物品を受領したことを示す証憑 ● SEZ 事業者から EPCG 認可保有者への支払いに関する証憑 	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/cd48c08e-b15b-4919-8b7f-dc9a0fc51ec8/PC%20No.%2043.%202015-20.pdf Policy Circular No. 43/2015-20
4	2015～2020 年外国貿易政策の延長	2015～2020 年外国貿易政策および手続きハンドブック (Handbook of procedures) を 2023 年 3 月 31 日まで延長。	https://content.dgft.gov.in/Website/dgftprod/8f4624b2-5ad6-438c-a6a8-3881c801af4f/Notification%20No%2037%20Eng.pdf Notification No. 37/2015-2020